

■ 六十里越 雪わり街道 紅葉絶景を楽しむ日帰りバス旅行

【アオーレ長岡 集合・解散】



＜継之助終焉の地＞ 「只見歴史探訪 八十里を越えたサムライたち」

- 旅行先/新潟県長岡市栃尾、魚沼市、福島県只見町
- 日程/2021年11月3日（祝）
- 集合/ 午前 8:00 アオーレ長岡 大手通りバス乗降場（緑側ベンチ前）
- 解散/ 午後18:15 同上
- ご旅行代金/ 14,000円【大人・小人（小学生以上）同じ】未就学児は、別途ご相談ください【旅行代金に含まれるもの】
- ・アオーレ長岡 発/着 大型バス（49正席）・行程に含まれる宿泊・食事・施設入場料・ガイド代【旅行代金に含まれないもの】
- ・アオーレ長岡まで/よりの交通費・行程に含まれない個人的な費用全般
- 募集/ 30名（最小催行人数 20名） ● 添乗員/ あり ● 食事/ 朝0昼1夜0

■ ツアー行程

<p>＜行程＞ 11月3日 （祝）</p>	<p>アオーレ長岡 発====＜国道290号経由＞==== 道の駅いりひろせ(トイレ休憩) ===== 8:00 9:30/9:45</p> <p>==== &lt;国道252号経由&gt;六十里越雪わり街道：ドライブに最適な紅葉スポット====</p> <p>＝田子倉レイクビュー（休憩）”田子倉ダム”からみる越後三山只見国定公園の雄大な景色＝ 10:30/10:55</p> <p>====只見代官所跡（丹羽族自刃の家）（車窓）＝「目明し清吉の旧宅」（車窓）====</p> <p>====旧長谷部家住宅【叶津番所】（見学）====そば処 しおさわ庵（昼食）===== 11:25/11:55 12:10/12:55</p> <p>====河井継之助記念館(特別講話：飯塚恒夫先生)（見学）/*医王寺（河井継之助の墓）==== 13:00/15:00</p> <p>====&lt;国道252号経由&gt;====越後ゆきくら館（玉川酒造）（蔵見学・試飲・販売）=== 16:10/16:50</p> <p>====&lt;国道290号経由&gt;====道の駅 R290（トイレ休憩）==== アオーレ長岡 着 17:25/17:40 18:15</p>
<p>＜昼食＞</p>	<p>＜そば処 しおさわ庵＞小説「峠」の映画化に向けて集落でおもてなしをしたいという思いから住民有志で始めたお蕎麦屋さんです。いただくのは、只見産を使った“十割手打ちそば”の「天ぷらセット」。店舗は古民家を使用しており、趣があります。</p> <p>〒968-0411 福島県南会津只見町大字塩沢字上田1325 Tel:090-7523-3914</p>
<p>＜ご注意＞</p>	<p>*各時刻・所要時間は、当日の交通状況等により多少変更となる場合があります。また、医王寺へは河井継之助記念館から片道徒歩10分の往復になります。</p>

## ■ コースの特徴

### <ガイド>

#### ① 旅のナビゲーター：長岡観光ボランティア・ガイド 山田明さん

河井継之助ガイドには、なくてはならない存在のお一人、長岡市在住の山田さんが終日ご案内します。長岡市河井継之助記念館をはじめ、戊辰戦争関連のベテラン・ガイドです。

#### ② 特別講話（只見町河井継之助記念館にて）：只見町歴史家 飯塚恒夫さん

只見町文化財調査委員、前只見長教育長、教育長時代に只見町史の編纂に携わる。会津史学会理事などを歴任。著書多数。戊辰戦争で敗走してきた越後・長岡藩の藩士らを受け入れた歴史をもつ只見町、「只見における河井継之助 最後の12日間」のとおきの話をします。

#### ③ 各施設ボランティア・ガイド：旧長谷部家住宅（叶津番所）、只見町河井継之助記念館

### <目的地について>

江戸期から幕末にかけての只見の歴史にふれるコースです。戊辰戦争で傷つき倒れた河井継之助の終焉の地に建てられた河井継之助記念館には「終焉の間」が移築され、戊辰戦争関係の資料（ガトリング砲のレプリカ・河井継之助の生涯・長岡の戊辰戦争・八十里越・長岡藩受入の責任者丹羽族の自決等）、司馬遼太郎氏の書などが展示されています。また、同じ敷地内に「山塩資料館」がありこちらも見学出来ます。更に、医王寺は、開基1143年という只見では最も歴史のあるお寺で、村人によって手厚く葬むられた継之助の墓があります。そして福島県指定の重要文化財「旧長谷部家住宅」（叶津番所）を訪ねます。ここは、長岡城最初の落城で長岡から避難した藩主一行、そして2度目の落城で長岡から避難した数千名と云われる藩士とその家族が、困難な八十里峠を越えてようやくたどり着いた場所です。そして、只見の各民家にしばし滞在し、その後会津若松を目指しました。只見川に寄り添う集落のたたずまい、山々の連なりも絶景です。

### <行程>

長岡市栃尾を經由し、魚沼市へ。そこから福島県只見町へと続く標高760メートルの峠道「六十里越雪わり街道」は、ドライブに最適な紅葉スポット。見頃は、10月下旬から11月上旬です。標高差による色づきの変化を楽しめるほか、タイミングがあれば紅葉を走る只見線を見ることができます。「六十里」とは古くから新潟と福島を結ぶ峠道。当時往来する人々はあまりにこの道が険しいため、六里の道のりが十倍にも感じられ、この名がついたと言われています。例年11月中旬から5月中旬にかけて冬季は通行止めとなります。田子倉ダムにある田子倉レイクビューで休憩。田子倉湖、只見湖・只見ダム/只見町を眺めます。

<https://youtu.be/hrdB1bbYyYo>

その後、只見町中心地の戊辰戦争史跡を車窓からご案内します。最終目的地の河井継之助記念館/医王寺（記念館から徒歩にて10分）では、2時間滞在。同じ道を通り帰路へ。途中、魚沼市の越後ゆきくら館/玉川酒造に立ち寄り、酒蔵見学と試飲・販売。

<http://www.yukikura.com/yukikurakan.html>

長岡市栃尾では、トイレ休憩をかねて道の駅R290に立ち寄ります。

\* 上記訪問場所についての詳細は、下記より各種パンフレットをダウンロード出来ます。

<https://www.tadami-net.com/findout/20170815/11299>

## ■ ご旅行条件

お申込みの際、次の国内募集企画旅行条件書（全文）もしくは、当社ホームページ

<https://www.tadami-net.com/agreement/syusai.html>

を事前にご確認の上、お申し込みください。

- ① この旅行は只見町観光まちづくり協会が企画するもので、お客様は当社と募集企画契約をすることになります。
- ② お申込みの際に、旅行代金をすべてお支払いください。当社が契約の締結を承諾し、旅行代金全部を受領した時に、契約は成立します。
- ③ ツアーの詳細をご確認お願い致します。
- ④ 取消料：旅行開始日の前日：40%、当日50%、旅行開始後と無連絡不参加100%

## 国内募集型企画旅行取引条件説明書面・契約書面

(旅行業法第12条の4による取引条件の説明書面及び12条の5に定める契約書面の一部となります)

### □ 旅行のお申込み方法及び契約成立時期

電話、郵送、ファクシミリ等の通信手段(以下「電話等」)によるお申込みを受け付けます。当社が契約の締結を承諾し申込金(旅行代金の全部または一部)を当社が受領したときにお客様との旅行契約が成立します。

### □ お申込み条件

①20歳未満の方がご参加の場合は保護者の同意書が必要です。

②身体に障害をお持ちの方で特別の配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能かつ合理的範囲でこれに応じます。なお旅行者からのお申し出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。

### □ 旅行契約内容・旅行代金の変更

①当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更にもない旅行代金を変更することがあります。

②著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金改定があった場合は、旅行代金を変更することがあります。

増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目よりも当たる日より前に通知します。

□ 取消料(コース内容により異なる場合がございます。パンフレットをご確認ください)

①お客様はいつでも下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

②当社の責任とならないローンの取扱い上の事由に基づきお取消しになる場合も、下記取消料をお支払いいただけます。

③お客様のご都合でお申込みの旅行の旅行開始日、コースの変更をされるときは、お客様から契約の解除があったものとして、所定の取消料を申し受けます。

④取消料がかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

(a) 契約内容に「旅程保証」の変更保証金の支払い対象に該当する変更及びその他の重要な変更があったとき。

(b) 著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金改定によって旅行代金が増額されたとき。

(c) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となり又は、不可能となるおそれが極めて大きい時。

(d) 当社の責に帰すべき事由により当初の日程どおりの旅行実施が不可能になったとき。

### □ 当社による旅行契約の解除

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)	
	日帰り旅行	左記日帰り旅行以外
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	無料	無料
[1]21日前にあたる日以前の解除	無料	無料
[2]20日前にあたる日以降の解除(〔3〕～〔7〕を除く)	無料	旅行代金の20%
[3]10日前にあたる日以降の解除(〔4〕～〔7〕を除く)	旅行代金の20%	旅行代金の20%
[4]7日前にあたる日以降の解除(〔5〕～〔7〕を除く)	旅行代金の30%	旅行代金の30%
[5]旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
[6]旅行開始の当日の解除(〔7〕を除く)	旅行代金の50%	旅行代金の50%
[7]旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

①人数が最少催行人員に満たない場合。

この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行については3日目)に当たる日より前に旅行中止の通知をいたします。

②申込み条件の不適合。

③病気、団体行動への支障をきたすとき。

④その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

□ 添乗員有無(専門ガイドがつくコースも一部ございます)

添乗員同行表示コースは添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービス内容は、原則として確定書面に定められた日程を円滑にするために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までと

します。

### □ 当社の責任

当社は、当社または手配代行者がお客様に損害を与えた時は損害を賠償いたします。

お荷物に関係する賠償限度額は15万円。(ただし当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)また次のような場合は原則として責任を負いません。

お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

### □ 特別保証

当社は、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、死亡補償金として国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により国内旅行2～20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1～5万円、携帯品にかかる損害補償金15万円を限度とします。

(ただし、補償対象品1個又は一対あたり10万円を限度とします)

### □ お客様の責任

①当社はお客様の故意又は過失により損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申し受けます。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1、契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2、契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行目的地的変更	1.0	2.0
3、契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4、契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の編入	1.0	2.0
5、契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
6、契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
7、前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

②お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・業務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

③お客様は旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

### □ 旅行条件基準日

この旅行条件は2020年4月1日現在を基準としています。

### □ 個人情報の取り扱い

当社は、旅行申込の際にいただいた個人情報について旅行者との間の連絡のために利用させていただく他、旅行者がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領の為に手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

※その他、当社は商品やツアーのご案内、統計資料の作成に利用させていただく場合があります。当社は、当社が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて利用させていただきます。

この旅行に参加されるお客様の契約内容・条件は、当社の「旅行業約款」によります。詳しい内容につきましては担当者におたずねください。

[旅行企画実施] 一般社団法人只見町観光まちづくり協会  
(福島県登録旅行業第2-331号)  
国内旅行業務取扱管理者 目黒典子  
〒968-042 福島県南会津郡只見町大字只見字上ノ原1792番地6  
☎0241-82-5250 FAX:0241-82-5810 Email:info@tadami-net.com  
https://www.tadami-net.com/

## ■ ご案内

### ①感染予防対策へのご協力

当協会は、各業界における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインのもとに対策を行い、募集型企画旅行を企画・実施いたします。そのため、参加者の健康と安全を考慮し、ツアー催行時にはそのとおり対応させていただきます。参加時には感染予防対策にご協力をお願い申し上げます。

②悪天候・緊急事態宣言もしくは、まん延防止等重点措置（まん防）適用下におけるキャンセル料の取り扱いについて、中止などは、お客様の判断となります。キャンセル料が発生する期間内でのご予約のお取消しについては、上記キャンセル料が発生いたします。

③その他、ご注意下さい：

○アレルギーや食事などに特別な配慮が必要な場合は、ツアー出発1週間前までにお知らせください。

○安全上の観点から、急に日程が変更・キャンセルになる場合がございます。その場合、いかなる場合もツアーのやり直しは致しません。

○紅葉は自然現象です。気象条件等により見られない場合もございます。予めご了承ください。

○参加者の都合によるキャンセルもしくは欠席の場合、キャンセル料金を頂戴します。（但し、参加者の交代は可能と致します。）

○お申し込み時にいただいた個人情報は、第三者に譲渡する場合、守秘義務契約を結んでいます。詳しい個人情報の取り扱いに関しては、弊社ウェブサイトの「個人情報保護方針」をご参照ください。

<http://8trips.jp>

○＜国内旅行傷害保険加入のすすめ＞安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身で保険をかけられますようおすすめいたします。

## ■ ツアーお申込み

お申込みはご旅行条件をお読み頂き、下記フォームに記入の上、送信ください。その後、お支払い手続等のご案内を致します。

<https://forms.gle/dsWSgG5Mc2CG6Wk47>



**ツアー企画・実施：**一般社団法人只見町観光まちづくり協会（福島県登録旅行業第2-331号）

国内旅行業務取扱管理者 目黒典子

〒968-0421 福島県南会津郡只見町大字只見字上ノ原1792番地6

☎0241-82-5250 FAX:0241-82-5810 Email:info@tadami-net.com

<https://www.tadami-net.com/>

**受託旅行（お問合せ&申し込み先）：**8 TRIPS（新潟県登録旅行業第3-409号）

総合旅行業務取扱管理者:町田久美子

〒940-1106 新潟県長岡市宮内3-3-19 FARM8 ReACTION STORE 内

☎: 0258-94-5223 FAX:0258-32-4811 Email: info@8trips.jp <http://8trips.jp>





田子倉湖 (イメージ)



只見線 (イメージ)



旧長谷部家住宅 叶津番所



只見町 (イメージ)



河井継之助記念館



医王寺 河井継之助の墓



越後ゆきくら館 玉川酒造 (イメージ)



そば処 しおさわ庵 (イメージ)